

日本代表及び強化選手行動規定

(制定の趣旨及び目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」と言う）が指定した日本代表及び強化選手が日本代表選手として国際試合・強化合宿等に選出され参加した場合、所属チーム等と本人に対してその行動基準を明確にするために定める。

- 2 本協会が指定した強化選手及びチーム監督、コーチ、マネージャー、トレーナー等（以下「強化選手及びスタッフ」という。）は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが本協会を代表する競技者であり、健全な生徒、学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。この規定は、強化選手及びスタッフが順守すべき基本的な行動基準を定め、もってカーリング競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

(対象選手及びスタッフ)

第2条 強化選手及びスタッフとは競技登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者（日本代表選手を含む）とその活動をサポートするスタッフで、本協会が指定、認定する者をいう。

(行動規範)

第3条 法令及び諸規則・ルールを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動する。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

- 2 社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 3 強化選手・スタッフ等は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

(遵守事項)

第4条 一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、強化選手及びスタッフとしての自覚と責任をもって行動すること。

- 2 本協会が主催（指定）する大会及び日本代表として出場する国際大会、行事等

には参加すること。参加出来ないときは、予め本協会に届け出、承認を得るものとする。

- 3 本協会主催（主管及び後援を含む）の競技会及び合宿等練習会において、指定の衣服（ユニフォーム等）があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。
- 4 ドーピングは行わないこと。止むを得ず薬物等を服用する場合、必ず事前にドクターに相談したうえで服用すること。競技会検査および競技会外検査（抜き打ち検査）は、いつでも実施される可能性があることを認識しておくこと。その際の選手の権利と義務について確認しておくこと。居場所情報の提出を怠らないこと。
- 5 海外派遣時の服装については、日本代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を基本とすること。また日本代表になった場合は、当該選手団の団長、監督が定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。
- 6 マスメディア関係（取材、CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材）への対応は、事前に本協会に届出書を提出し承認を得ること。
- 7 ソーシャルメディア（ブログ・ミクシィ・ツイッター・フェイスブックなど）で自身の経験などを投稿することはできるが次の事項に注意すること。
 - ・ 投稿する内容は日記形式であること。
 - ・ ジャーナリストの役割をなすものであってはならない。
 - ・ 他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。
 - ・ 投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。
 - ・ オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。
- 8 日本代表及び強化選手は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがスポーツマネジメント会社との契約より優先することを了知すること。
- 9 本協会は強化選手及びスタッフと一体となって競技力の向上を目指している。必ず次の事項を所管委員会等に報告若しくは連絡すること。
 - ・ 練習場所、活動場所
 - ・ 年間スケジュール
 - ・ 指導者の氏名および連絡先
 - ・ 事故、怪我等
 - ・ その他必要な事項
- 10 協賛、後援等スポンサー企業等に対しては感謝し敬意をはらうこと。

(違反者の処分)

第5条 本規定に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、本協会理事会において審議し強化指定の解除、日本代表の剥奪及びコーチ資格の停止を含め本協会理事会が処分の決定を行う。

(変更)

第6条 この規定は、本協会理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規定は、平成27年 6月20日から施行する。